

(案)

介護テクノロジー導入支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、介護サービス事業所の介護テクノロジーの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減や介護業務の効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的として実施する介護テクノロジー導入支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象者

この補助金の交付の対象となる者は、北海道内に所在する次の各号に掲げるサービスを行う事業所・施設（以下「事業所等」という。）とする。

なお、本事業を実施する事業所等は、介護テクノロジー導入に係る地域のモデルとなることから、各地域の他事業所や道から要請があれば、特段の支障がない限り、見学等を受け入れ、導入事例を他事業者へ紹介でき、道のホームページ等で公表することに同意できる事業者であること。

(1) 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護サービスを提供する全ての介護サービス事業所

(2) 老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）に基づく老人福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）

3 補助要件等

次に掲げる（１）から（９）までについて、いずれも満たすことを補助要件とする。

(1) 業務改善計画の作成・効果の報告

補助を受ける事業所等は、厚生労働省が発行するア～オの資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画書を作成すること。

なお、当該計画の作成や取組にあたっては、原則、介護現場業務改善総合相談センターに相談すること。

また、補助を受けた事業所等は、補助を受けた翌年度から３年間、当該事業所等において定めた業務改善計画に対する効果を、別に定める方法により報告すること。

ア 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）

イ 介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>）

ウ 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>）

エ 介護ロボット等のパッケージ導入モデル

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001491513.pdf>）

カ 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02jigyohokokusho.pdf）

(2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

別表 1 に掲げる事業所等については、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）」を設置すること。

なお、設置にあたっては、厚生労働省が作成する「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」を参考とすること。

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

(案)

(3) ケアプランデータ連携システムの利用

別表2に掲げる事業所等については、補助年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始すること。

「居宅介護支援費にかかるシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

(4) LIFE の活用

「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ））による情報収集に協力すること。

(5) SECURITY ACTION の確認

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。また、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にする。

なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。

※SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

(6) 職員への報告

本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（上記（1）業務改善計画の作成・効果の報告）の効果の報告により確認する）。

(7) 厚生労働省への協力

補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

(8) 業務改善計画書及びその進捗状況の報告について、道が公表すること及び関係機関等へ提供し、又は使用されることについて同意しなければならない。

(9) 厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室が発行する次に掲げるア～オのガイドラインを参考に介護テクノロジーを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

ア 「介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」（令和7年8月発行）

イ 「生産性向上ガイドライン」（令和6年度改訂版・各サービス共通冊子）

ウ 「施設系サービス向け介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」（令和6年度改訂版・サービス別冊子）

エ 「居宅系サービス向け介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」（令和6年度改訂版・サービス別冊子）

オ 「医療系サービス向け介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」（令和6年度改訂版・サービス別冊子）

(案)

別表 1 (3 (2) 関係)

委員会設置対象サービス事業所
(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院

別表 2 (3 (3) 関係)

「ケアプランデータ連携システム」利用開始対象サービス事業所
訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション 通所介護 (介護予防) 通所ハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護老人保健施設・病院等・介護医療院) 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護 (短期利用) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用) 介護予防支援 訪問型サービス (みなし・独自・独自/定率・独自/定額) 通所型サービス (みなし・独自・独自/定率・独自/定額)

(案)

附 則

この要綱は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から適用する。